

地域のしあわせづくりに力を尽くす

民生委員・児童委員が改選



民生委員さんたちとクリスマスカードを作りました(仁井田地区の「ほっぺの会」)

少子・高齢化などで、わたしたちをとりまく暮らしの環境は以前より厳しい状況になっています。介護や育児をはじめ、いまの福祉は行政だけでは難しく、地域のみなさんの力がどうしても必要になっています。

その大きな力となっているのが、民生委員のみなさんです。地域に住んでいるだれもが安心して暮らせるよう、さまざまな活動をしています。

694人のみなさんが 民生委員・児童委員に

私たちの住む地域に必ずいる民生委員のみなさん。民生委員法で各地区に置くことが定められた、大正時代から続く歴史ある制度です。民生委員は児童委員を兼ねることが児童福祉法で定められていて、「民生委員・児童委員」、または「民生児童委員」と呼ばれています。

民生委員・児童委員は、おおむね小学校区ごとに、地域の代表者でつくる地区民生委員推薦準備会によって候補者が選ばれます。その後、秋田市民生委員推薦会で審査し、市長が社会福祉審議会の意見を聴いたうえで厚生労働大臣に推薦して、大臣が委嘱します。

民生委員・児童委員の任期は3年。今年是全国一斉の委員改選の年にあたり、12月3日、厚生労働大臣と秋田市長からの委



しあわせづくりの決意を胸に、委嘱辞令を受けた民生委員・児童委員のみなさん

嘱辞令の伝達式が行われました。

このたび委嘱された秋田市の民生委員・児童委員は、新任・再任合わせて694人。委員1人あたり約210世帯を受け持ちます。委嘱状を手渡した佐竹市長は「住民との信頼関係のもと、地域の課題を解決する橋渡し役を期待します」と、地域福祉の要となるみなさんを激励しました。

介護、子育てなど 頼りになる相談相手

民生委員・児童委員の活動の目的は、だれもが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援し、安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることです。

少子・高齢化、核家族化などといった社会環境の変化により、介護や児童虐待、災害弱者などの問題は、家庭、学校、行政などそれぞれ単独では解決できないような状況になっています。そこで、常に住民の立場で行政

息子さんの借金で家を失ったかたと2人で家探し



土崎南地区民生委員
中村裕子^{ゆうこ}さん

いつも訪問していた一人暮らしの高齢者から突然、「東京にいた息子が借金をつくっていなくなった。生活保護を受けたい」と切り出されました。市の保護課へ連絡し、保護が始まって安心したのもつかの間、自宅も借金の担保にされており、立ち退きを迫られました。そして、2人での家探しが始まったのです。

市役所や不動産屋を何度も訪ねましたが、高齢のうえ保証人もいないため決まりません。2人で「困ったね」と言うのが日課になりましたが、頑張って家探しを続けたところ、御所野の高齢者総合相談センターが、あるケアハウスを紹介してくれました。その施設長にお願いすると、「このような人こそ入所させなければ」との言葉で入所が決定！ほっとしました。

入所したときには、生活保護の相談から2年以上経っていました。そのかたの「民生委員さんがいてくれて良かったなあ」という感謝の言葉が、今も活動の励みになっています。

こんな活動しています

元気に遊び、すくすく育つ かわいいほっぺたち

仁井田地区 民生児童委員協議会

12月4日の朝10時、仁井田児童館に若い親子が続々と集まってきました。仁井田地区民生児童委員協議会が月に1〜2回、火曜日に開催している、就学前の子どもを対象にした子育てサークル「ほっぺの会」の参加者たちです。40人以上の参加者を笑顔で迎えながら「今日は雪だから、これでも少ないほうです」と、主任児童委員の小田島恵子さん。「とにかく親子の楽しむ姿が見たくて活動しています。お住まいの地区に関係なく、どなたでも大歓迎ですよ！」



主任児童委員は育児サークルなど子育て支援に大活躍(仁井田地区「ほっぺの会」の小田島恵子さん)

友達たくさんできました！

熊谷美智子さん・柚結ちゃん



去年からほぼ毎回来ています。近くのお母さんたちと知り合える貴重な場所。まもなく生まれる2人目の子どもも一緒に、これから遊びに来ます。

開催日程など、詳しくは主任児童委員の田近サト子さんへ☎(8339)50002



地域の他団体と協力してイベントを開催。とってもにぎやか！(新屋勝平地区「かつひらの集い」)

協議会をつくって 組織的な活動も

民生委員は法律で地区民生委員協議会を組織することになっており、市には、おおむね小学校区ごとに38の協議会があります。協議会では登下校時の声かけ運動などの組織的な活動や研修会を行い、社会のさまざまな問題と向き合っています。

民生委員・児童委員に関する問い合わせは
福祉総務課地域福祉推進室へどうぞ。

☎(8666)20900・ファクス(8666)2417

あなたの地区の委員は4・5ページで確認を